２０　　年　　月　　日

郵船クルーズ株式会社

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社、郵船クルーズ株式会社は、客船「飛鳥Ⅱ」を運航致しております。早速ではございますが、この度、妊娠中のお客様から、「飛鳥Ⅱ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿クルーズ」乗船のお申し出がありましたので、主治医の先生からの診断書のご提出をお願い申し上げます。（乗船期間は　　年　　月　　日～　　月　　日です。）

飛鳥Ⅱ船内診療室の設備や乗船に当って注意すべきことなどにつきまして、次の通りご案内申し上げます。診断書作成の上でご参考になれば幸いです。

箇条書きにてご説明しますことをお許しください。

１）飛鳥Ⅱ船内診療室での治療は専門的なものではなく、あくまで応急処置的治療が基本となります。
２）船医は乗船しておりますが、産婦人科の専門医ではございません。したがって、船内診療室では産婦人科専門治療はできません。
３）船内診療室にはエックス線撮影装置は備え付けられておりますが、超音波検査機など産婦人科専門の医療機器は備え付けておりません。また、血液検査や尿検査にも限界があります。
４）船内診療室では産婦人科の専門薬は常備しておりません。
５）船内診療室での治療が不可能な場合には、陸上の病院で治療をしていただくことになります。航海する海域や気象・海象状況などによっては、緊急時の陸上からの支援に時間がかかる場合や支援が受けられない場合もあります。
６）航海中は予期せぬ揺れがある場合がありますので、特に妊婦の方は転倒などしないよう充分な注意が必要です。とりわけ、入浴中や歩行中に船体動揺があった場合、転倒の危険が高くなりますので充分な注意が必要です。また、揺れが大きい場合には診察・治療に困難が伴う場合があります。

船内診療室では患者さんの治療に勿論最善を尽くしますが、陸上の病院と異なり様々な制約がありますことを何卒ご理解賜りたく存じます。

同封にて診断書を２通お届け申し上げます。１通は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって５０日前以降に記載いただいた診断書を４１日前までに当社に提出いただくことになっておりますので、それに間に合うよう作成の上、ご本人様にお渡しくださるようお願い致します。

もう１通は、乗船直前の状態を把握するために旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１４日前以降に記載いただいた診断書を７日前までに当社に再度ご提出いただくことになっております。何卒宜しくお願い致します。

ご多用中お手数をおかけ致しますが、妊婦様のより安全な乗船のために必要でございますので重ねて宜しくお願い申し上げます。

謹白